

中央防災会議 防災対策推進検討会議
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
第3回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策推進検討会議
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第3回）
議事次第

日 時：平成24年6月8日（金）10:00～11:58

場 所：中央合同庁舎5号館 防災A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・南海トラフ巨大地震対策のフェーズ毎の整理
- ・地震・津波に強いまちづくりについて
- ・被害想定手法等について
- ・当面実施すべき対策について
- ・その他

3. 閉 会

開 会

○藤山（事務局） 定刻となりましたので、ただいまから南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第3回会合を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、会議の開催に当たりまして、末松副大臣から御挨拶申し上げます。

末松副大臣挨拶

○末松副大臣 おはようございます。後藤副大臣と一緒に、今、内閣府の副大臣をやっております末松です。

南海トラフの巨大地震の対策検討ワーキンググループの第3回目ということで、一言御挨拶申し上げます。

私自身はこの会合は初めてでございますけれども、去る6月4日に大阪市におきまして関係地方公共団体、指定公共機関等を構成員とする「南海トラフ巨大地震対策協議会」の第1回会合を開催いたしました。今後、本協議会の下に、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の六つのブロック協議会を開催する予定でございますので、地方の声を十分に反映しながらやっていくということにしております。

本日のワーキンググループでは、津波防災地域づくり法とか、防災集団移転促進事業等について国土交通省から説明を受けるとともに、被害想定手法あるいは当面実施すべき対策骨子等について御披露いただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、これは結果として夏頃にとりまとめを予定しておりますので、当面の実施すべき対策ということに向けて、是非活発な御議論をお願いしたいと思います。

終わります。よろしく申し上げます。

○藤山（事務局） どうもありがとうございました。

また今回は郡政務官も御出席いただいています。一言。

○郡政務官 多くは申しません。よろしく願い申し上げます。

○藤山（事務局） 本日は、田中淳委員、阿部委員、井出委員、菅原委員、田村委員、村野委員は御都合により御欠席です。

それでは、お手元に配付しております本日の資料を確認させていただきます。

議事次第、座席表、委員名簿、次回開催予定。資料ナンバーが1-1、1-2、2、3-1、3-2。大きな非公開資料1-1、1-2、2。参考資料として第2回の議事概要を付けてございます。

なお、非公開資料につきましては、委員の皆様方のみになっております。

それでは、以降の進行を河田主査にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○河田主査 それでは、議事に入ります前に、議事概要、議事録及び配付資料の公開について申し上げます。

前回と同様に、議事概要は発言者を伏せて速やかに公表することとし、詳細な議事録については、本ワーキンググループの終了後、1年を経過した後、発言者を伏せて公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○河田主査 ありがとうございます。

また、本日の資料につきましては、非公開資料を除き、公開とさせていただきます。

本日も会議終了後に、私から記者ブリーフィングをさせていただきますが、主査の立場からの発言を行うこともあると思いますので、その点は御留意いただければと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、南海トラフ巨大地震対策のフェーズごとの整理及び南海トラフ巨大地震対策協議会における要望等について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

資料説明

○藤山（事務局） 右肩、資料1-1、A3版の資料を御覧ください。

大臣及び何人かの委員の方々から、それぞれのフェーズごとに現場でどういう事象が起きていて、対策としてどういう形のフェーズごとになされているのかという整理をしております。どうかという御意見をいただきました。

それで発災直後、あと1日後、3日後、これは明確に1日後、3日後と区切っているわけではございませんが、フェーズごとに一番上の段で、主に地方自治体の主となる対応、その次の段に現地で起きる可能性のある事象あるいは問題等を並べてみました。真ん中から下の段には、それぞれの対策をどういう時点でスタートを切っていくのか、あるいは国及び関係都道府県の支援の状況のスタートについて書いております。

多くは説明いたしませんけれども、例えば一番上の地方自治体の主となる対応を見ますと、当然のことですけれども、発生直後は緊急避難所の開設、避難者の誘導、消火活動。また、すぐその右にいきまして、捜索・救援活動、道路啓開・交通制御などが入ってくるということが想定されて、3日後には生活避難者の支援、あるいはボランティアの受け入れと、時間が経つにつれ最後は復興につながっていくと考えております。

現地の状況ですけれども、一応前回御説明しました被害想定の中からも含めまして、それぞれの時点でどのような問題が生じるのかと書き並べてみました。例えば広範囲の強い揺れにより老朽木造住宅等が多数倒壊する。鉄道・地下鉄の脱線により死傷者が出るのではないかと。駅・地下鉄等でパニックが起きるのではないかとというのが地震発生直後というこ

とになります。

下の段の防災体制につきましては、政府の緊急災害対策本部の設置、あるいは応援要員の広域派遣の要請と、フェーズに応じてこういう形で書き込んでおります。

これで完成しているというわけではございませんので、本ワーキンググループでこれから後半、様々なフェーズの議論をしていくことになろうかと思っております。本日はたたき台ということでお示ししておりますので、これからのワーキンググループの議論の中でこれを拡充して、最終的には漏れがないかというような形で追加加筆して修正していきたいと思っております。

もう1枚の資料1-2を御覧ください。前回、このワーキンググループで検討していくべき事項として大ぐくりの議論をさせていただきました。その大ぐくりの検討項目につきましても、それぞれ今と同じどの事象に対してやっておくべき項目なのかという形でフェーズごとに並び替えてみました。これもこれから後半の議論に入りますときに、それぞれ今どの時点の何のための議論をしているのかというのを分かりやすくするために整理したつもりですので、今後、このワーキンググループの議論に活かさせていただきたいと思っております。

なお、この資料1-1、1-2については、本日は議論の時間は用意しておりませんが、今後とも御意見があれば、また今日特別これをという話があれば当然していただきたいと思っておりますけれども、その都度、また御意見をいただければと思います。

次に、資料2を御用意ください。

先ほど、副大臣からの御挨拶でもありましたけれども、一番後ろのページに協議会の構成員のメンバーを書いております。

去る6月4日、南海トラフに関係する136機関の各省庁の地方支分部局、地方公共団体、指定公共機関に集まっておきまして、第1回の協議会を開いております。その際、出てきました御意見、要望のとりまとめでございます。

また1ページに戻っていただいて、幾つか御紹介させていただくと、現場の方々の意見ということですので具体的な御意見がもうございます。

地震・津波観測網の整備が必要である。

二つ目として、地震時に避難路を遮断する踏切の運用基準や対応方法を明確にする必要がある。

三つ目といたしまして、緊急輸送路確保のための高規格道路の整備の促進が必要である。あるいは地下鉄、地下街等大規模地下施設の電源の優先的な確保が必要である。

四つ目といたしまして、津波避難施設あるいは石油貯蔵施設等危険物の技術基準等の整備が必要である。あと広域応援に際しまして、高速道路休憩施設の防災施設としての整備が必要なのではないか。

五つ目といたしまして、都道府県をまたいだ避難者の受け入れ態勢を構築する必要がある。応急救援機関あるいは救援物資の集配拠点となる総合的な防災拠点の整備が必要であ

る。

あと最後 6 番目ですけれども、新たな法整備が必要であるという希望が出されました。これも御紹介ということでございます。

以上でございます。

○河田主査 ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたように、特に冒頭に資料 1-1、1-2 につきましては、これからこのグループでの議論を重ねてファイナルに利用できるものにしていきたいと思っておりますので、今日の議論は控えさせていただきます。これからのいろいろな特に被害想定等の議論の中で反映させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、津波防災地域づくりに関する法律について、国土交通省に説明をお願いしております。よろしく願いいたします。

○金井参事官 国土交通省総合政策局で津波防災地域づくり法の担当をしております、参事官の金井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料 3-1 に基づきまして、津波防災地域づくりに関する法律につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

1 ページ目、制定経緯をまとめさせていただいております。昨年の東北地方太平洋沖地震をきっかけといたしましていろんな御提言をいただきました。「復興構想会議」でございますとか、私どもが所管しております「社会資本整備審議会」でございますとか、また「中央防災会議」の方からも地震・津波対策に関する専門調査会の報告・御提言ということになっていただいております。

そういった内容を踏まえまして、この法律につきましては昨年の 10 月 28 日に閣議決定を行いまして、12 月 1 日に衆議院で、また 12 月 7 日に参議院で全会一致をもちまして御可決いただきまして成立いたしましたものでございます。

12 月 27 日に、後ほど御説明申し上げますが、津波災害特別警戒区域の関連を除きまして施行いたしております。

そして、予定でございますが、6 月 13 日をもちまして、津波災害特別警戒区域の部分につきましても施行を行うということで、これで法律の全部施行が行われるということになります。

2 ページ目、まず、この法律を制定にするに当たりましての津波に対する基本的な考え方についてとりまとめさせていただいた内容でございます。2 段階、二つのレベルの津波を想定するというところで、上の青い方でございますが、比較的頻度の高い津波ということで、発生頻度は高いのですが津波高は低いということで、ただ大きな被害をもたらすということでございます。これにつきましては基本的な考え方として、海岸保全施設等について引き続き発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるということ。こういった場合にでも施設の効果が粘り強く発揮できるといったような技術開発を進めるといったような考え方で進めてまいるということでございます。

また、昨年の震災に伴いまして起こりました津波のような、発生頻度は極めて低いけれども、発生すると甚大な被害をもたらす津波につきましては、被害の最小化ということで減災という考え方に基づきまして対策を講ずるということをございますので、先ほど申し上げました海岸保全施設といったハード対策だけではなくて、それを超える津波についてハザードマップの整理でありますとか避難といったものを中心としたソフト対策についても組み合わせて重視していくという考え方に基づきまして、この法律をつくったところをございます。

3 ページ目でございます。全体の概要をまとめさせていただいたものでございまして、先ほども申し上げましたように、この法律につきましては全国で活用可能であるという一般制度であります。また、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御といった考え方を基本といたしまして、津波防災地域づくりを進めていくというのが基本的な考え方をございまして、大きな流れといたしましては、国土交通大臣が基本指針を決めまして、それに基づきましてそれぞれの制度が進められていく。この基本指針につきましては後ほど御説明を申し上げますが、既に昨年 12 月 27 日に決定いたしているところをございます。

これに基づきまして、都道府県の方で津波浸水想定の設定をしていただきまして、公表していただくということになります。また、市町村におきましては、津波浸水想定を踏まえまして、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画、推進計画と呼んでおりますけれども、これを作成することができることになっておりまして、その計画をつくりますと、その下に特例措置として三つの津波防災住宅等建設区、これも後ほど詳しく御説明いたしますが、それから津波避難建築物の容積率規制の緩和、または集団移転促進事業の計画の作成、これは都道府県による作成といった特例を使えるとともに、都市計画の特例も今回御用意したところをございます。

また、津波防護施設の管理ということで、一定の盛土構造物でありますとか閘門等の新設、改良管理、また津波災害警戒区域、特別警戒区域の指定といったことができることとなってございます。それぞれの制度について、詳しくこれから御説明を申し上げたいと存じます。

4 ページ目は、今、申し上げました制度について、イメージという形でまとめさせていただいたものでございます。制度の詳しい内容は後ほど御説明することにして、先ほど申し上げましたように、この赤い部分とかオレンジの部分特別警戒区域と呼んでいる部分でありまして、浸水深が非常に大きいというところでそれぞれの規制でありますとか、そういったところが可能であるという部分を設定する区域であります。黄色い区域につきましては、津波災害警戒区域ということで、基本的には避難の体制を整備していただくといったような区域として指定される区域ということで考えてございます。

その後ろ側に津波防護施設という形で赤い枠で囲んでいるものが三つほど描かれておりますけれども、こういったイメージで津波防護施設を整備、管理していくといった内容、そして、避難路、避難場所でありますとか、避難タワーでありますとか避難ビル、そうい

ったものがこの絵の中に描かれているということで、こういったイメージが津波防災地域づくりのイメージであると御理解いただければと存じます。

5 ページ目、基本指針でございますが、基本指針につきましては、先ほども申し上げましたように、国土交通大臣が既に社会資本整備審議会の御意見をお伺いした上で、また内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣と御協議をさせていただいた上で既に決定させていただいているところでございます。

記載事項につきましては大きく分けまして五つでございますが、その内容につきまして6 ページを御覧いただければと存じます。先ほど申し上げましたように、5 項目に分かれておりますが、最初の1 番目は基本的な事項ということで、これは考え方を書かせていただいたことございまして、冒頭から申し上げておりますように、最大クラスの津波が発生した際の人命を守るというのが基本的なコンセプトであるということ。ハード・ソフトの施策を総動員させるということで多重防御をするという考え方の下に、津波防災地域づくりを進めていくということでございます。

2 番目は基礎調査ということが書いてございます。これは津波浸水想定を設定するに当たっての基礎調査という項目でございますが、この基礎調査の内容につきましては海域でありますとか陸域の地形、または過去の地震・津波に関する、例えば地質でありますとか、土地利用の状況等を調査する。また、広域的なもの、例えば航空レーザ測量のようなものは国が実施をするということにしてございます。

3 番目は、津波浸水想定の設定でございますが、最大クラスの津波を想定する、そして悪条件下を前提とするということをやまず大前提といたしまして、中央防災会議等で断層モデル等御提示いただきますので、それを基につくっていただくということにしてございます。つくりましたら、あらゆる手段を使いまして住民等に十分周知をしていただく内容にしてございます。

4 点目、推進計画でございます。これは後ほどまた詳しく御説明を申し上げますが、これは市町村がまちづくりという観点でつくっていただく計画ということでございます。ハード・ソフト、それぞれの内容について記載をできるということにしてございまして、これは関係者とともにつくっていただく協議会というものも十分に活用していただくということにしてございます。

5 点目につきましては、特別警戒区域ということで、先ほども若干申し上げましたが、津波災害警戒区域の方は逃げるといったコンセプトで、警戒避難体制の整備ということを決めていただく内容でございます。この区域の中で市町村が、例えば防災計画の中で津波という観点でその計画をつくっていただく、また訓練を実施していただくとともに、ハザードマップをつくって周知していただく。民間等々の御協力をいただいて避難施設の確保をしていただくとともに、必要な避難確保計画をつくっていただくということにしてございます。

また津波災害特別警戒区域につきましては、ここは浸水深が深いということもござい

すので、これを避けるということで、建物の中においてもそれを避けるようにできるよう、ある意味規制をかけられる区域として指定するという内容でございます。一定の建築行為でありますとか開発行為の制限をするということができるとしてございまして、これは当然でございますが、関係市町村とともに特に意見を聞いていただくとともに地域住民の理解をいただきながら進めるべきという内容を書かせていただいております。

それぞれの内容が次の7ページ以降で簡単に御説明を申し上げます。基礎調査、津波浸水想定につきましては、先ほど簡単に御説明いたしました。津波浸水想定の設定・公表につきましては、最大クラスの津波の断層モデルをまず設定、これは国の方から基本的には提示をすることにしてございますが、独自に設定することも可能にしてございます。そして、それに基づきまして津波の浸水シミュレーションをしていただくということにしてございます。

そのときに最大クラスの津波があった場合の浸水の区域、水深というものを決めていただく、これが津波浸水想定でございまして、それを公表していくといった内容にしてございます。

8ページ目でございます。推進計画でございますが、これは先ほど申し上げましたように市町村がつくる計画であります。記載事項の部分を見ていただければと存じます。

まず、計画の区域については、必須の記載事項でございます。原則として市町村の全域を計画の区域にさせていただくということを前提にしてございまして、それぞれの事情によって計画の区域はきめていただけるということにしてございます。

それ以下でございますが、基本的な方針でございますとか、また土地利用・警戒避難体制の整備といった内容、その地域づくりの推進のための事業・事務といったものを記載することができることにしてございます。この事業・事務の部分は御覧いただけますように、例えば海岸保全施設、港湾施設といった、いわゆる津波防護施設も含めましてハード整備の部分と、一団地の土地利用に関する部分、これは後ほど出てまいります、津波防災拠点市街地形成施設の整備でありますとか、土地区画整理、再開発といった市街地整備の事業。また、避難路、避難施設、避難に関する施設の整備。集団移転、地籍調査、それ以外の民間活用といった、いわゆるハード・ソフト両面で記載することができることとしてございます。

9ページ目以降が、先ほど簡単に申し上げました推進計画をつくりますと、特例が適用できる。その特例の内容について9ページ、10ページで記載させていただいてございます。

9ページ目は津波防災住宅等建設区制度という制度であります。これは土地区画整理事業の特例でございまして、下の施行地区のイメージ図を御覧いただければと存じますが、土地区画整理事業施行地区というのがこの絵では例えば海辺からある一定の高台の部分まで全体を施行地区とした場合に、やはり海に近い部分、特に低い部分については津波が来た場合に非常に危険であるということでございますので、この赤い字で津波防災住宅等建設区というのが高いところに書いてございますが、ここに通常土地区画整理事業について

は、換地は従前地のところで換地をするというのが原則であります。申し出を行うことによりまして、この津波防災住宅等建設区の方に飛び地で換地ができるといった特例を設けたものでございます。

10 ページ目でございます。津波避難建築物の容積率規制の緩和ということでありまして、津波避難建築物を整理するというときに当たって、特にこの整備を推進するという観点で建築基準法の特例として容積率規制の緩和をするという内容でございます。

内容でございますが、ここの絵にも描かせていただいておりますが、例えば避難スペースでありますとか外階段といったような一定の設備があるということを経験といたしまして、防災用の備蓄倉庫でありますとか、自家発電設備室、こういったものをつくる場合については容積率に不算入である。言わば容積率を超えてこういったものを置く部分を設置できるということが容積率の緩和ということでありまして。

若干誤解がよくこの画を使いますとございますので申し上げておきますと、例で 200 から 220% という数字が出ておりますが、これは 1 割という上限が決められているわけではございません。特段上限はございませんが、当然建築物の構造上の問題でありますとか、構造物上の制限はございますけれども、特段の上限を設けているわけではないということをおし添えておきたいと存じます。

11 ページ目、これは都市計画の特例であります。拠点市街地の整備に関する制度ということで、都市計画施設につきましては、原則といたしましてはそれぞれ施設ごと、例えば道路でありますとかそういったものは個別個別に施設として制度を使っていくわけですが、今回津波ということでありまして、特に業務系、住宅・公益系と両方書いてございますが、こういったでいろんな施設を含んだ一団の土地を都市計画として一つの都市計画施設として都市計画決定をしまして、全面買収方式が一団の部分でできるといった特例を設けたものでございます。

一番下に書いてございますが、税制の特例も適用できます。収用の特例といったものもできますので、こういった観点で集団的な市街地の整備というものを促進していこうという内容でございます。

12 ページ目、ここが区域の部分と津波防護施設について御説明をしている部分であります。左側が区域の部分であります。先ほども若干申し上げましたが、逃げるという観点のイエローゾーンと呼んでおりますが、津波災害警戒区域ということで、警戒避難体制をつくっていただくという内容であります。先ほども申し上げましたように、例えば避難の関係の計画でありますとか、ハザードマップの作成、また避難施設については、ここに税制改正の部分が書いてございますが、民間のマンションといったところと管理協定を結ぶことによりまして避難施設に指定していくといったことで、これが締結した場合に固定資産税の減免がある、減額があるという措置を用意してあるものでございまして、これにつきましては協定を結びますと承継効が適用されるということでございます。

下が津波を避けるというところで書いてございます。オレンジ・レッドゾーンと書いて

あるところではありますが、これが特別警戒区域であります。ここは二段階に分かれております。オレンジゾーンと呼んでいるところが病院でありますとか社会福祉施設といった、いわゆる災害弱者のいらっしゃるようなところにつきましては、病室とか居室といったところの床の高さが浸水想定で出てまいります津波の浸水以上であるということを求めている、そうでなければ新設であれば建築ができないといった内容の規制がかかるという部分であります。

更に、これは市町村の条例で定めていただくということになりますが、住宅等も同じような措置ができるというのがレッドゾーンの部分でありまして、その二段階に分けているというところでございます。

右側が津波防護施設の整備でありまして、これはこの下の画に出ておりますが、例えば盛土構造の道路につきまして、閘門を整備いたしますとか、そういった内容のものをつくる場合の整備管理の規定を置いているというものでありまして、また従来ありますもの、例えば道路でありますとかそういったものを指定津波防護施設として指定していくといったことも制度として御用意をさせていただいているということでございます。

13 ページ、最後でございます。これにつきましては、実施フローということで、先ほども申し上げましたように基本指針の策定は終わっております。基礎調査、津波浸水想定の設定を今の段階で今後都道府県が主体になっていただくといった内容で進んでいるところでありまして、12月27日に施行いたしますして、この3月末までにブロックごとにそれぞれ御説明をいたしまして、今後それぞれの主体と御協力させていただいて、この津波防災地域づくりを推進してまいりたいと考えておる次第であります。

説明は簡単ではございますが、以上でございます。ありがとうございました。

○河田主査 ありがとうございます。

次に、集団防災移転、都市防災総合推進事業について、国土交通省に説明をお願いしております。よろしく願いいたします。

○小田課長 防災集団移転促進事業などを担当しております、国土交通省都市局の都市安全課長の小田でございます。

それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づきまして御説明いたしたいと思っております。

表紙を開いていただきますと、まず、防災集団移転促進事業であります。これは昭和47年に議員立法により制定された法律に基づく事業でございます。昭和47年に大変大きな豪雨災害がございまして、これを契機に国会で議論が行われて議員立法によりつくられた法律に基づいた事業でございます。

現在、東日本大震災の被災地では、災害が発生した地域ということで事業をやっておりますが、当事業は災害が発生した地域のみならず、今後災害の発生が予想される災害危険区域においても適用できる事業でございます。災害危険区域のうち、住居の集団的移転を促進する区域から移転をさせるための地方公共団体が行う事業に対する補助を行うという

こととございます。

災害危険区域でございますが、1枚目の下の方に建築基準法の抜粋、39条というのがございます、ここで災害危険区域の規定がなされております。地方公共団体が条例で指定をできる。また、当該区域の中における建築物の禁止等の内容について、同じく条例で定めることができるとされておまして、具体的な技術基準があるわけではなくて、地方公共団体の任意の行為として災害危険区域の指定ができることになっております。

2ページ、本事業の要件並びに補助の内容でございます。

まず、事業の要件でございますが、住宅団地の規模が10戸以上、かつ移転住居の半数以上が住宅団地に移転することがございまして、これが唯一の事業要件でございます。したがって、本事業は施行者であります地方公共団体が一定規模維持用の住宅団地を整備するということが要件となっております。

本事業における助成の内容でございますが、ここに書いております七つの項目の経費が補助対象になっております。一つは、高台などの移転先の住宅団地を整備するための用地取得造成。移転者が新しい住宅団地で土地を購入され住宅を建設する場合のローンの利子相当額の補助。新しい住宅団地における道路、集会施設などの、いわゆる公共施設の整備。災害が起こる可能性のある側、これは法律以上移転促進区域と呼んでおりますが、移転促進区域内の宅地の買い取り費用。引っ越し先で農業などをやられる方が共同作業施設を必要とする場合の当該施設の整備費、いわゆる引っ越し費用でございます。

これらを補助対象としておまして、国庫補助率は4分の3でございます。表の補助率が4分の3でございますが、残りの4分の1につきましても大変手厚い地方財政措置が講じられておまして、約94%の国の負担、地方の負担は6%ということになっております。

3ページ、留意点と書いてございますが、先ほど94%が国費だと申し上げましたが、当然のことながら限度額が設定されておりますので、この限度額を超える場合は地方公共団体の持ち出しになるというのが現在の組み立てになっております。ここに書いておりますように、それぞれの項目について限度額が設けられておまして、かつ、一番下の下段に上記経費の合算額と書いてございますが、戸当たり1,726万とか1,655万と地域によって数字が違いますが、これが戸当たりの限度額と設定されております。ちなみに今回東日本大震災の被災地におきましては、これらの限度額が基本的には撤廃されるという特定措置が設けられておまして、今回の場合は戸当たり3,000万円くらいの事業で実施される予定であろうかと思っております。

4ページ、あと個人の負担でございますが、集団移転をされる個人の方々には当然住宅を新たに建設するわけでございますので若干の費用の持ち出しがございます。個人のレベルで見たときの収入は移転元の土地の売却したときの売却収入と、先ほど申し上げましたようにローンを組んだときの利子補給相当額、この二つが収入となります。支出の側ですが、移転先の敷地、土地の取得と移転先における住宅の建設費でございますが、これの差分が移転者の自己負担になるというものでございます。

合意形成の重要性と書いておりますが、これは任意の事業でございますので、収用などを背景とした強制的な事業執行はできませんので、基本的には移転していただく方々の全員合意に近いような合意を取り付けないと事業は動かないという性格のものでございます。

5 ページ、津波対策における都市防災総合推進事業の活用についてと書かせていただきました。都市防災総合推進事業は津波対策だけの事業ではございませんで、例えば密集市街地の改善などにもこの事業は使われておりますが、本日は津波対策という観点から御説明をさせていただきたいと思っております。

このページの一番下の方に都市防災総合推進事業の活用ということで、左から災害危険度調査、計画を策定し、ソフト対策、ハード対策。この一気通貫の行為に対して補助ができる制度になっております。先ほどの説明の中で例えば津波シミュレーションなどは災害危険度調査の中で補助を受けながら行うことができます。

2 番目の津波対策に係る計画策定というところでは、市町村がつくられる計画でございますとか、ソフト対策のところではハザードマップの作成でございますとか、地元の協議会の方々による様々な防災活動に対する御支援などができるようになっております。

また、ハード対策のところでは、避難地、避難路の整備あるいは津波避難施設の整備、防災の倉庫などに対する補助を行うことができますので、例えば先ほど説明がございましたような容積率の特例を受けて、建築物の中に防災施設をつくる際には、当該部分に対する補助を行うことができる。あるいは民間の建物の一部を避難施設として活用する場合には、その当該避難施設の部分に対して補助を行うことができるというような仕組みになっております。

6 ページ、津波対策として本事業を活用した場合のメニューが書いてございますが、今の御説明したようなことが書いておりますので、また御覧いただければよろしいかと思っております。

7 ページ、本事業を活用してつくられたもののイメージでございます。ソフト対策としては津波防災マップの作成でありますとか、地域の方々の避難訓練活動あるいは講師さんを招いての講演会の開催とかといったようなものに対する支援ができることになっております。ハード対策につきましては、高台への避難階段の整備でございますとか、避難路の整備、避難場所となるような広場の整備、備蓄倉庫の整備、あるいは避難タワーなどの整備に対して補助を行うことができるようになっております。

私からの説明は以上でございます。

審 議

○ありがとうございました。

それでは、質疑に移ります。御質問等がある方はよろしくお願いたします。いかがでございますか。

どうぞ。

○どうも御説明ありがとうございました。大変勉強になりました。新しい法律制度等どんどんできてきて、本当に頼もしい限りだと思っております。

特に、防災集団移転促進事業について、我々言わば現場サイドで汗をかいておる者として、今後のお願いについて話をさせていただきたいと思っております。

今、我々も避難施設づくりとか全力を挙げておるのですが、いくら避難場所をつくっても避難が非常に困難な方々がどうしても残ってしまうということに苦慮いたしております。特に社会福祉施設でありますとか、学校、幼稚園、保育園とか、そういう施設においては、いくら避難場所をつくっても、その避難自体が非常に困難な方々がたくさんいらっしゃいます。そういうことを考えますと、既に事前復興の観点から高台に事前に移転をしておくということが非常に重要だと思われる部分というのはたくさんあるわけです。また、居住区などでも避難困難者ばかり住んでおられるようなところもたくさんあったりいたしますものから、そういう意味でも事前復興の観点で高台への集団移転というのを可能にさせていただく制度というのを是非充実させていただきたいと考えております。

御存知のように、現在まで、被災前に集団移転をした例というのは多分ないのではないかと思います。そのことも考えますと、この被災前に集団移転を可能とするためにどう制度改正をしていくかという視点での検討を是非お願い申し上げたいと考えておるところです。

被災前に集団移転をしておけば、その分被害額、復興費用も大きく削減できて、それに伴って事前の財政負担を少し拡大するかもしれませんが、長い視点で見れば大きく経費の削減にもつながっていく。何と言っても人命を救うことができるということかと思っておりますので、是非その検討をお願いしたいと考えております。

基本的に今回被災3県に対していろんな特例が適用されることとなりました。ああいう適用を是非事前の集団移転をすることについても適用できるように御検討を願いたいというのが大きなポイントになりますが、より細かい個別の点について申し上げますと、まず第一に、住民の全員合意に関する要件の緩和を是非図っていただけないだろうかということです。これは特に事前の場合ですと、そこで仕事をしておられる方々もおられたりというようなこともありまして、なお一層住民の全員合意ということが難しくなってきます。合意された方から順次移るといようなことも可能とするような制度にできないだろうかというのが一点。また、これに大いに関係しますが、住宅団地の規模要件の緩和をもう少ししていただけないだろうかということでございます。

3番目ですが、補助対象の拡大、拡充ということですが、何と言いましても補助限度額についてであります。この限度額の撤廃もしくは大幅な引き上げをもう一段考えていただけないだろうかということでございます。

そして、公益的施設の用地造成費、これは今補助対象になっておりませんが、医療施設、社会福祉施設、保育所等の公益的施設、こういうところこそ避難困難者がたくさんおられ

るところでございまして、むしろ高台移転を事前に促進しておかなければならない対象かと思っております、こういうところに対する用地造成費の補助対象、移転を言わば任意と考えるのではなくて、むしろこういうところこそ促進しなければならない施設だと考えていただいて後押しをしていただくような制度にしていきたい。そういう観点からいくと、用地造成費なども補助対象にできないだろうかということです。

最後になりますが、防災集団移転促進事業と組み合わせて実施する事業というのがたくさんあるかと思えます。既に国庫補助制度などがある場合、まずそちらを活用していきながら並行して活用するということになるかと思えますが、こういう場合、公益的施設を移転する際に発生する補助金の返還とか起債の繰上償還といった問題の解消も必要となってこようかと思えますし、また民間施設などについても二重ローンの発生が考えられます。補助率の繰り上げとか融資制度の優遇措置などについても御検討賜る必要が出てくるのではないかと考えておるところでございまして、いずれにいたしましても、事前復興、事前対応の観点から事前の高台集団移転というのを可能とするように、今ある制度を大きく更にパワーアップしていただけないか。その際、被災3県に対して適用した今回の特例というのを全国的に広げていく、もしくは特に重点的にこういう措置を講ずるべき地域に限定してでも構わないかと思えますけれども、そういう措置を講じていただけないかということでございます。

以上です。

○ありがとうございます。そのほかいかがでございますか。

●●委員、どうぞ。

○今、●●委員からお話があったように、県としてはそういうことになると思えますし、その下の市でいきますと、今日の資料3-1、3-2につきましても、大変うれしく思います。これをなお一層活用しやすく、またいろいろと御意見もさせていただきながら取組をしていきたいと思っております。

特に市が取り組むこと、できたらなるだけ早めに津波の高さも今避難タワーをつくることとありますが、発注をかけたけれども、ストップをかけています。そのチェックをするのもう一度津波高が新しく出てくるということのを待っておりますので、5月なり6月になりますとこれからの作業が遅くなるということもありますので、そういう点はスピーディにやっていただくと大変ありがたいなと思えます。

今日の資料は非常にすごいなと正直思えますし、これをしっかりと、そしてまた住民とも熟知しながら取り組むということが一番かなと思えます。これは一つの市でなくて地域が一緒になってやっていくことが必要ということでもありますので、またしっかりと取り組みながらこうしてもらえたらいいということも質問させていただきますけれども、大変ありがたく思っております。

○では、●●委員、どうぞ。

○津波の防災地域づくりに関する法律の方なのですけれども、時間はかかるけれども、や

はり土地利用の誘導とかを使いながらこれをやっていける法律ができたというのは大変すばらしいことだと思っています。その中で将来の土地利用にかかっているいろんな規制などを行っていく場合に、その前提となる津波の想定というのは、何をやるにも根拠がしっかりしていないといけないということで、ここは非常に重要なことだと思うのですけれども、例えば今年度から防災科研さんが全国の津波予想高マップみたいなものをおつくりになるようなことを着手されていたり、いろいろなところで津波想定がなされたり公表される中で、きちんこの事業についてはこういったものに基づいた前提でその後の計画づくりとかまちづくりの誘導を進めていくということをお示しいただいてはいるのですけれども、徹底していただいた方がいいのかなというのが一点です。

2点目は、特別警戒区域の指定を都道府県がおやりになって、まず公共施設のいろいろな安全対策が義務付けられるようになりますが、その先のもっと大事ないわゆる住宅に対する規制というのは、市町村条例になっているんですね。これが実際に法律には書かれてすごくいいことなのですが、条例とか都道府県レベルで本当にこれがどこまでやれていけるのか。逆に言うと、市町村さんや都道府県さんの立場に立たれたときに、法律でできますよと言われても実際具現化していくためにどんな後押しなり何なりがあればこれがやりやすいのかということをもしよろしければ聞かせていただければと思うのですけれども。

○いかがでしょうか。

○もう委員の御指摘のとおりでありまして、なかなか特別警戒区域というのは規制がかかる部分でありますので、私どももどういった形でその区域をかけていくのかということはいろいろ御検討させていただきたいと思いますが、まずは基本指針の中にも書かせていただいておりますが、地域がどういったところをどういうふうに規制をかけるべきなのか、そうではないのかということをお判断いただくということが第一義的な部分なのかなと思っておりますので、その地域の御意向も踏まえて、どんな形のものが本当にまず地域が望んでおられるのかということをちゃんと把握した上でやっていくべきなのかなと思っております。

ですから、今後まだまだ区域をかけるには浸水想定が必要でございますので、浸水想定を今やっておりますので、その作業をやっていく中で、これは都道府県の方で浸水想定をつくっていただくことになっておりますので、区域のかける方向についても、その中でいろいろ御相談させていただければと今考えているところであります。

区域の話については、特別警戒区域については先ほども御説明したように、まだ6月13日に一応予定として施行される予定なので、これから具体的な中身についてはやり方も含めてそれぞれの地域の方々と御相談をさせていただきたいと思っております。

○ありがとうございました。

どうぞ。

○津波浸水想定のお指摘もございました。委員御指摘のとおりでございます。各県独自に既にもういろいろ取組されている、あるいは防災科研さんの取組も生じています。ただ、

委員おっしゃるように、県独自というよりは隣県でよく調整をとって、最大クラスの津波の想定も含めて、ある県の想定と隣の県の予想とが最大クラスが違うということがないように、例えば四国で言えば四国4県が集まって、我々も入って一緒に勉強する。中部で言うとずっと神奈川県の方から三重県の方まで一緒に集まって同じテーブルで最大クラスの津波、同じで考えて決めていきたいと思いますということで現在そういう作業をしていますので、統一感を持った取組をしてまいりたいと思っております。

○ありがとうございます。私の方から質問があるのですが、最大クラスは従来の値よりも必ず大きくなるということで問題はないのですが、ここで比較的頻度の高い津波については、各県で例えば南海地震単独 8.4 あるいは東南海・南海連動で 8.6、東海・東南海・南海3連動で 8.7 というふうなそれぞれの想定で既に県レベルでは防災対策を進めていただいております、それは全て終わっているわけではありませんけれども、今度国の方からレベル1、レベル2の値が出てきたときに特にレベル1については国の方が低い場合にそれに合わせるというようなことを自動的にやるというのはとても問題が出てきますので、その辺は柔軟に防災という観点から議論していただきたい。それについては隣県との整合性よりもむしろ県内でのそういう整合性を重視しないと、これまでの努力が宙に浮いてしまう危険性がありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ。

○一点質問と一点コメントになります。

一つは、今回の二つの資料を丁寧に説明していただいて改めて整理できたわけなのですが、集団移転促進の対象である災害危険区域というものと、今回の津波の災害警戒区域、二つ又は特別警戒区域があるわけなのですが、それがどう対応しているのか、整理がついていたらお教えください。

もう一つ、先ほど●●委員から出ました、想定というのは非常に重要でございまして、断層モデル等を決めるわけなのですが、そのときにやはり二つ大切で、過去の津波・地震のデータと、それに加えてここに書いてございます地形データ、きちんとこれは国が基本を持って対応していただけるということなのですけれども、二つともデータとしては必要になりますので、是非整備の方をお願いしたいと思います。

○いかがでしょう。前者の質問。

○私どもの津波の法律につきましては、正に津波の浸水深を前提にした特別警戒区域ということで、津波限定の浸水の高さによる特別警戒区域の設定でありまして、基本的には恐らくその部分に関していうと災害危険区域と整合性がとれるのではないかと考えているのですが、災害危険区域の場合はそれ以外の災害も含めた危険区域でもありますので、その辺の関係はそれぞれの災害によって多分違う部分があるかもしれませんので、津波という観点ではほぼ同じなのではないかなと考えております。

○若干補足をさせていただきますと、先ほどのレッドゾーンが住宅の禁止を付加できるということになっております。防災集団移転の場合の災害危険区域は、そこに住宅があるか

ら危ないからこそ移転して、したがって移転跡地は住宅が建てられないという条例規制をかけるわけで、そういう意味ではレッドゾーンが防災集団移転の津波の場合の災害危険区域におおむね合致するのではないかと思います。

資料説明

○河田主査 ありがとうございます。まだあろうかと思いますが、次に移りたいと思います。国交省、どうもありがとうございました。

それでは、被害想定手法等について事務局からの説明をお願いいたします。

○藤山（事務局） 非公開資料1-1と非公開資料1-2を御用意ください。

大きな非公開資料1-1でございます。

1枚めくっていただきますと、これは前回御説明させていただきましたけれども、どういう被害が想定されるのかという人的被害のシナリオという形で、それぞれの事象によりましてどういう支障あるいは被害が出るのかというのを並べて前回御説明させていただきました。これらの中から数量化できるものについて今計算を始めているわけですが、それが3ページ目、これも第1回目のワーキングのところで説明させていただきました。

4ページ目、被害想定的前提となるシーンという形で、これも冬の朝、夜間と同時期というものをイメージしておりますけれども、秋の昼12時、これはオフィス街に多くの方がおられる。夕方の18時は帰宅途中という時間帯を示しております。これら三つのパターンのシーンを考えている。

数量化できるものとして4ページ目の右側に幾つか書いてございますが、そのうち前回新しいデータあるいは新しい考え方で計算していくべきではないかというのを第1回目で御意見いただいております。1回目のときに説明が舌足らずな部分があったのですけれども、少し簡単に主要な部分について説明させていただきたいと思います。

5ページ目、これは揺れによる建物の被害なのですけれども、従来、震度と被害率の関係を幾つかのラインで、左下の非常に細かいグラフで申し訳ないのですけれども、それで算出しておったのですが、近年のデータを用いますと、木造住宅につきましては特に新しい建築年のものについては被害が小さくなっている。経年的に年を取った建物についてはやはり全壊・半壊率が挙がっているというデータがございますので、右側にグラフにありますように、それをある程度建築年代ごとに細分化していきたいと考えております。

6ページ目、液状化による被害なのですけれども、従来ざっくり言いますと左上の方に液状化面積と前回の関係式から算出していたということですが、東日本大震災で液状化によってむしろ沈下の部分あるいは傾きによって全壊・半壊という取扱いになりますので、沈下量に着目してそれを被害想定の数値につなげていくという計算の仕方に変えていきたいと思います。

7ページ目、津波による建物の被害ということなのですけれども、これも東日本大震災

で幾つかのデータが得られておりますが、真ん中の欄の上から2行目、浸水深2mを超えると全壊となる。これは従来も一緒でございます。ただ、半壊につきましては従来は1～2mだったのですけれども、今回いろいろなデータから0.5mの浸水深を超えともう半壊というものが数字として出てきているということで、右の方の今回の手法の下のグラフを見ていただきますと、データを分析しましてそういうものを人口集中地区と集中地区以外という形で数量化しまして被害率に割り振っていきたいと思っております。

8ページ目、出火に関しての説明でございます。これまでのやり方は阪神・淡路大震災における建物の全壊率と出火率の関係ということで考えておりましたけれども、全壊率と出火率の関係というよりは、むしろそもそも揺れと出火率の関係というのが適切であろうということで、揺れと出火率の関係で整理をしたいと考えております。

9ページ目、火災による延焼ということなのですけれども、大分テクニカルな話になりますけれども、建物の集まりを一つの塊ととらえまして、延焼のしやすさ、しにくさというものが程度わかってきておりますので、デジタルデータから市街地の空間特性を反映したモデルで計算していきたいと思っております。

10ページ目、建物の倒壊による被害という人的被害ですけれども、これにつきましては、右の今回の手法のところに書いてございますように、近年の五つの地震の被災事例から算出した全壊棟数と被災者数の関係を用いまして、倒壊棟数と変数としまして死傷者数を計算していきたいと思っております。

11ページ、津波による人的被害でございます。従来これは余りデータがなかったという部分もあるのですけれども、従来手法の真ん中の上のグラフを見ていただきますと、津波の高さに応じた死者率というものを津波の高さでグラフ化したものです。これで一旦はじきまして、その後、津波到達時間による補正あるいは防災意識による補正という形でこれまでは津波による人的被害というものを算定しておりました。

12ページ、今回、挑戦的にやっている部分もございまして、やはり津波の人的被害につきましては、どれだけ早く避難するかどうか。その避難が間に合うかどうかという時間のファクターが非常に大きな要因になろうと思っております。

12ページの真ん中の欄、避難行動の違い、避難の有無、避難開始時期という表にまとめてございますけれども、避難に対する行動意識が高いか低いか、あるいはどういう時点でスタートを切るかによって大きく人的被害の形が変わってくるであろうという前提に立ちまして、12ページの右上の避難未完了率という言葉で書き表しておりますけれども、モデル化しておりますが、例えば青いメッシュ一つひとつの中に何人かの方が住んでおられる。黄色で示しておところが、例えばそれぞれのメッシュから避難を目指す場所と思っただけならば結構だと思いますけれども、東日本大震災のデータから言いますと、避難するときの例えば歩速、歩いて逃げる時速が2.65kmというデータがございます。

ここの避難する場所を目指してスタートとしていつスタートを切って、何分あればどこまで行けるかというのをメッシュごとに計算できるような検討をしております。今、考え

方といたしましては、直後避難という場合には、例えば地震が発生してから5分後にはもう避難を開始する、あるいは用事後避難ということであれば、地震が発生してから例えば15分後避難を開始するというようないろいろな想定を加えましてメッシュごとの計算をしていって、最終的にどれくらいの方々が避難できるのか、できないのかというものを計算していきたいと思っております。

また、夜間につきましては、やはりスタートするにも時間がかかるであろうということで、今のところスタートを切るのに3分よけいにかかる、あるいは歩く速度も昼間の速度の80%程度になるであろうという想定で計算を始めようとしているということでございます。

13 ページ、火災による被害でございます。これも焼失棟数と死者数の関係式から計算をしておりますけれども、13 ページの右下を見ていただきますと、その細分化した中身を見ていただきますと、炎上出火家屋からの逃げ遅れ、あるいは倒壊後に焼失した屋内の救出困難者、延焼拡大時の逃げまどいによる死傷者というものを過去のデータから算出したいと思っております。

14 ページ、人的被害の中で死傷者という面ではありませんで、むしろ要救助者がどのくらい出てくるのか。これにつきましては救助活動をする際にどれくらいの要救助者が出てくるかという意味では非常に重要な数字だろうと思っております。例えば建物被害に起因する自力脱出困難者ということで、阪神・淡路大震災時における建物倒壊率等救助が必要となる自立脱出者困難数の関係を用いた式というものが、これまでも首都直下地震、中部、近畿圏の被害想定の手法の中で採用しておりますので、これを用いましてこういう数字を算出したいと考えております。

14 ページの下の段でございますけれども、津波被害に伴う要救助者ということでございます。これにつきましては、東日本大震災におきまして、救出された総数が下の段の上から2行目2万7,000人という数字が報告されております。東日本大震災におかれましては、津波浸水範囲に約60万人の方がおられたということですので、単純にはじきますと4.5%という数字が出てまいります。これらにつきましては逃げ遅れてビルの上に取り残された方等々も含まれますけれども、やはり南海トラフにおきましても広域で津波による浸水というものが想定されますので、救助活動と捜索活動というものを考えたときに、これがどの程度の数字に挙がってくるのかというものを押さえておく必要があるかと思っております。非常にテクニカルな内容ではございますけれども、現在、こういう形で考えております。

引き続き、非公開資料1-2を御覧ください。

先ほど津波の高さ等に早く結果を出してほしいとお話ございましたけれども、それに関連することではございますが、今ほど御説明いたしましたそれぞれの被害想定をどういうケースで計算していくのかということで、今回の場合は3月31日に示しました最大クラスの津波というものが地震の基本ケースとして4ケース、2ページ目を御覧ください。

一番上に地震のケースとして4ケース、その下に津波のケースとして11ケース。いろんな被害を計算をするに当たりまして季節あるいは風速、先ほど説明しました避難行動パターンをかけ合わせますと非常に無数の形が出ていきます。その中で最終的には救援活動あるいは最大の避難として私どもがどう考えればいいのかというものにつきましては、幾つかのケースを絞り込む必要があるかと思ひまして、3ページ目の考え方といたしましては、応急対策を検討する上で代表的なパターンが要るであろうということで、1回目から●●委員も御発言がございましたけれども、東海地方が最大の被災となるケース、あるいは近畿地方が最大の被災となるケース、四国、九州地方が被災が最大となるケースというものを最終的には考えていかなければいけないだろうと思っております。

様々な複数のケースがあるのですけれども、試算値からおおむね最大となる被災ケースの検討がつくと思っております、それが3ページの真ん中に書いてあるものでございます。あと人的な建物被害につきましては、それぞれ風速あるいは避難行動パターン、複数のケースを計算しておきたいと思っております。

あと付けております資料は、地震の想定、揺れの想定あるいは津波の想定をモデル検討会の結果を付けさせていただいた次第でございます。

資料には付けてございませんけれども、1回目のワーキングか2回目のワーキングで御説明させていただいた、内閣府の方でこのワーキングに御報告させていただく被害につきまして計算との関係なのですけれども、先ほど御指摘ありましたように非常に津波の10mメッシュの計算が遅れているというものがございます。けれども、非常に急いで計算結果を出さなければいけないということで、当初海岸堤防が全くないケース、それと海岸堤防がしっかりと全部残っているケース、その二つのケースについて計算結果を示させていただく、あるいはモデルについて各都県にお示しさせていただくという説明をさせていただいているのですけれども、作業が非常に遅れておりますことから、この被害想定の関係で6月中に発表、お示ししたいと思っておりますケースといたしまして、震度6弱以上の地震が起こるエリアでは、海岸堤防等は基本的に機能しないという前提に立って、その一つのケースを6月にお示しするものとして出したい。なお、最初にお約束しておりました、それぞれの県でいろんな個別具体的な浸水を考えるときには、堤防があるケースとないケース、二つ基本的には必要かと思ひますので、それについては大変申し訳ないのですけれども、追って秋までにとまりますけれども、なるべく早く出したいとは思いますが、後追いでそのモデルについてはまた各県にお示しをできるようにしたいと思っております。

以上、御報告です。

審 議

○ありがとうございます。もうコンピュータがひんねしを起こしております、仕事柄多くて大変でございます。担当者もずっと徹夜が続いている状況で、これ以上無理すると、

値というものが間違っ出てまいりますとそれが独り歩きしますので、やはり慎重にしてください必要があるということで、当初のお約束を少し曲げて時間的な余裕をいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

いかがでございましょうか。御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

○質問でございます。ただ、冒頭大変感謝申し上げたいのは、公表資料の構成案の3ページのところに書いてありますように、津波のケースについて東海地方最大被災ケース、近畿地方最大被災ケース、中国、四国、九州地方最大被災ケースとパターン分けして計算していただいておりますことについては、本当に感謝を申し上げたいと思います。これによって作業量がまた膨大になったのではないかと思います。大変恐縮でございますがありがたいこととございまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

質問なのですが、先ほどおっしゃられた堤防が機能しない場合として計算するという事について、これは被害想定の話でございますね。10mメッシュで津波の高さについても一回計算をしていただくという話、あちらの方は機能する場合と機能しない場合と分けて計算されるのでしょうかということ。

○すみません、説明が足らなくて申し訳ない。あくまで津波の10mメッシュについては、堤防が機能する機能しない関係なく海側から来る計算結果ですので、それにつきましては6月中にお示ししたい。だから、それは堤防の施設がありなし関係なく、津波の高さにつきましては海岸線の少し手前の海側です。

○浸水域も計算される場合は。

○浸水深の計算、10mでの計算なのですが、先ほど少し作業がと言いましたのは、実は堤防のデータの確認にすごく大変な作業を要しております。各県さんからいただいたデータを点検しながら、正しく堤防がどこにあるのかと点検する、正に全ての時間が注がれておりまして、被害想定に合わせて計算するのは6弱以上は堤防なしの浸水深を計算します。6弱に至っていないところは堤防ありで浸水深を計算します。今回出るのはそこまでで、その後、6弱以上であった堤防なしで計算したところの地域についての堤防ありの計算は、その後引き続いて計算してできるだけ早めにと言いましたが、秋までにはきちっと出した。堤防ありとなしがきちっと出るのは秋頃になるということでもあります。

○浸水深の計算は、今回は堤防なしで出るということですね。10mメッシュで出る。

○はい。

○分かりました。

○質問があるのですけれども、木造住宅を年代別にフラジリティカーブを使ってやるというのは精度がよくなっていいと思うのですけれども、そうすると、人的な被害も実は年代ごとに全然違うのです。今回のデータで80歳代が一番亡くなっているのです。80、70、60と若くなるにつれて死亡率は低くなっているというデータがある以上は、住民全体でやっしまわずにやらないと、特に高齢者は逃げていただけないことがデータとして取れてい

るので、それを出していただかないとまた逃げていただけないという、全体でやってしまうとそうなりますので、やはり高齢者に逃げていただくためにはそういうデータを出さないと、全体で出してしまうと、これはまた時間がかかる問題ですけれども、死亡率が出ていますのでそんなに難しくはない。だから、それをやっていただかないと、木造住宅だけ年代ごとに破壊率が違うようなものを出しておいて、死者については20代も60代も一緒だというのは、避難率だけでカウントできる問題ではないと思うのです。

どうぞ。

○例えば先生の御提案だと、これはやり方としては12ページに避難率をいいケース、中間的なケース、悪いケースとありますが、その避難率を年齢別に差を付けてやるということですか。

○委員は火災で。

○例えば津波だって同じですね。要するに高齢者の方と行動が違うでしょうから、あと火災もあれですかね。

○高齢者が多いからたくさん亡くなっていると誤解しているのです。そうではないです。高齢者ほど逃げないのです。それが数字として出てこないとなかなか避難していただけないと思うのです。

○高齢者の方とそうでない方の避難率は客観的なデータがあるかどうかですね。

○それは国交省が。

○死亡者の中で年齢別のもはありますけれども、実際に避難行動をされたときに避難された割合が60代以上の方と60代以下の方で有意に違っているというデータがあるかどうかです。

○2010年のチリ地震津波のときの避難率と2011年の3.11とほとんど一緒なのです。ということは、生存者だけのデータでもそんなにバイアスはかかっていないということです。逃げなかったからではなくて、2010年と2011年で避難率は変わっていません。ですから、とりあえず出す、出さないは別として計算はやっていただきたい。そうしないと高齢者はとても頑固で逃げないので、人が多いから亡くなっているのではなくて逃げないから亡くなっているのだということをもってこないで、いくら情報だけ精緻にやっても死者は減らないという問題は出てくると思うのです。これはまた議論しましょう。

そのほかいかがですか。どうぞ。

○今の●●委員のこともそうなのですが、結局いつまでにやるかという時間と、今使えるデータがどの程度までかということで、相当制約を受けた被害予測の仕方になってきていると思いますから、6月末をめどとするのであればこの程度でいくしかないのかなとこの辺では思いつつ、一方で、もう少し先までよいものを改善して出していくという立場を取るかどうかだと思うのです。今の●●委員の御意見もそうですし、建物で言えば明らかに建物の階数によって負傷率は違っていきます。そういった定性的に明らかに被害が違うものについては、6月時点ではとにかく無理だからある程度の数量を出そう。ただ、それ以

降について、例えば都市部と田舎とでは建物の種類が随分違うので、やはりそこはある程度年齢構成とか建物の違いとかということを入れながら検討していった方がいいのではないかなという気がします。特に今回、高層ビルの話がまだ入っていないとかといったものを含めながら、将来的にもう少し地域特性を踏まえられるような結果を出していけると、今、ほぼ同時進行的に動いている各県がやっている被害予測結果と整合性がよりとりやすくはなると思うのです。

唯一お聞きしたいのは、ここで出すものはもうこれで最終として6月に出してしまうのか、それとも改善をすることを前提でまずは自治体の防災対応を促すためにちょっと急いで出すというぐらいで考えるのかによって質問すべきこととか申し上げることが随分変わりそうだなという気がしています。

○今、全く何人お亡くなりになるかという数字が出ていないので、とんでもない数字が出てくる危険性がありますね。

どうぞ。

○これは御相談した方がいいと思うのですが、恐らく今回、私はもともと死者数を推計することについては多少今までのやり方も含めて慎重にやった方がいいと元々思っている立場なのですが、余り事務局がこんなことを言っただけではいけません、その上で今回我々がやろうとしている推計が十分な推計でないとしたら、きっちりしたものをやるということはそれなりに作業をしますけれども、そうであるとする中途半端なものを本当に6月末に出していいかどうかです。そこら辺、御意見をきかせていただきたいと思います。

今おっしゃったのは、とりあえずのものを出してより精緻にすることとしてはどうかという御提案だと思うのですが、仮にそうだとすると中途半端なものを建物被害とかならばいいと思うのですが、人が何人お亡くなりになるかみたいなことをこれからも推計方法はより精緻にしますという前提で出しているのかどうかです。そこら辺、御意見聞かせていただければと思います。

○私個人としては出すべきではないと思うのです。というのは、やはり数値が出てきてからこの委員会でそれをきちっと議論しないと、出てきましたよとぼんと出すというのはちょっと問題があるのではないかな。数字がべらぼうに大きくなる可能性がありますので、精緻化といってもどこをどう触るかということと同時に示さないと、もっと精度をよくしますと言うと、やった結果が非常に粗っぽく映ってしまいますのでどう精緻化するのかということも抱き合わせでやらないと問題が出てくる。ですから、第一次近似、第二次近似というような形できちっと理屈で理解できるような形で出さないと難しいと思うのです。

○一回何がしかの数字を出してしまうとそれが独り歩きするのですね。恐らく10万、20万、30万というオーダーで、本当に精緻化しなければいけないという要素があるのだとしたら、ひょっとして、私は別に絶対的に6月末に出すことに、内容はともかくも急いでやるのだという立場では思っていないから、本当に精緻化しなければいけないということであれば、例えば死者について言えば今回見合わせるという選択もあるのだと思うのです。

○質問なのですが、数値化の場合は大体決まっているのですか。いろんな要件とか大体同じような推計のやり方があるわけですか。

○今までのやり方はあるわけです。今回、死者について言うと、基本的には今までのやり方でやろうというのが我々の立場なので、今の●●委員の御提案はもうちょっと精緻にやった方がいいのではないかという話だと思っております。

○ただ、今回津波による犠牲者数が、いわゆる避難開始時間も入れていただくので、従来の方法とはちょっと違うのです。

○多少は精緻になってくると思います。

○それはより精緻になっていると思うのです。それがどのくらい影響があるかは何ケースかやる必要はあるかとは思っております。

○だから、出すときに結果が出てきてすぐオープンではなくて、出てきた結果についてここで一度議論して、これでいこうという合意を得てから出すということで少し遅れてもいいのではないですか。出てきているけれども、それについてきちっとした見解を持って出さないと、精緻化するにしてもどうなんだということを言わなければいけないということですよ。

どうぞ。

○先ほどの話で前提が6月だと堤防がなし、機能しない前提で、秋だと機能しますというお話に聞こえたのですけれども、そうしますと、秋に発表したときに一般市民の方は堤防をもっとしっかりつくってくればいいではないかというような議論になってきて、避難とも全然違う方に走ってってしまうような気が若干するのですが、いかがでございましょうか。

○どうでしょうか。

○今の堤防のありなしのところは私の説明が足りない部分もあります。被害想定をするときにどういう前提に立つかというケースで、各県さんで計算するときにはもっと精緻な、例えば波を超えたら壊れるだとか、もっと厳しい前提条件で計算したいだとかという、個別のケースを計算するときには全く堤防のないケースあるいは堤防がしっかり全部残っているケースというものがあるでしょうということで、それはやはりそれぞれの県が前提として必要なので用意する必要があるということです。この全体のマクロで数字を出すときの条件としては、厳しめではありますけれども、震度6弱以上が起きたエリアにつきましては海岸堤防が機能しないという前提を置いて私どもはその前提に立った計算をしておく必要があると分けて考えております。

○よろしいですか。

どうぞ。

○機能しないということなのですけれども、ただ、減災にはなるという前提はもちろんあるということですね。それはどういうふうに住民の方は理解すればいいのでしょうか。それぞれ数字が違うと思うのです。

○最終的には当然いろんなケースが考えられますけれども、堤防が全て機能してびっしり全部止まれば、その差分としてどれだけの海岸施設が効果を発揮するのかというのは計算できるということになるかと思います。

○どうぞ。

○多分何を大事にして被害予測をするかで、人的被害という大きなウェートを占めるのは津波の問題で、津波に対しての避難の仕方とか堤防の有無になりますし、一方で、経済活動とか物的被害ということでいうと、家屋倒壊を中心とするようなものになっていきますね。今回6月に出すものを主としてどのような数字について社会にアウトプットするかという議論をした後であれば、ここは急いでもいいかということが言えるのではないかと思うのです。

あとはマクロで見たときの全体数量としてはそんなに変わらないけれども、それが地域特性によって違うとか、そこにある物とか人によって違うというようなところで変動が出るということはある得とするのであれば、概略数量は先に出すということをしてもらって後で困らない可能性もあると思うのです。その辺りのことを一度議論した後でいった方が、今この時点で出すか出さないかとやってしまうとちょっと話がしにくくなるかなという気はします。

○どうぞ。

○私として思いますのは、建物被害とか特に死者数を含めた人的被害をどう出すかというのは政治的な側面もありますし、よく議論して対応していく。むしろ対策がしっかりこういうふうに講じていく、そういうものとセットとして、具体でなくても少なくとも意思を示すということとセットとして出していくという考え方もあるのではないかと考えています。

計算がどれだけ精緻なものに結果としてなるかによるので、その辺りは技術的な前提がどうかによってこの議論は結果が全然変わってくるのだらうと思うのですが、ただ、是非お願いしたいと思っていますのは、10mメッシュで津波の波高を出していただく計算は是非急いで出していただければと思っています。沿岸部で何mで到達するかというモデルを示していただくと、今度はまた我々も浸水予測を自分で計算できたりもいたしますし、できれば浸水深も一緒に計算して出していただいで、更に我々自治体が精緻にしていくという形の二段構えが一番いいかと思うのです。

というのは、津波の浸水域と浸水深についての一定の目安がないと対策の取りようがなく、今、我々は50mメッシュで一定計算してそれに基づいて避難路づくりとかどんどん対策を進めているのですけれども、もう一段精緻にしてほしいという意見というのは県にも市町村からいろいろ寄せられているところでして、今度10mのデータをいただいたら、それを基に更に精緻にしたいと思っていますのですが、秋ぐらいにはその辺りが一体腹固めができておくと、自治体のそれぞれの予算づくりは秋ぐらいから概算要求が始まってくるものですから、国に対する最後の予算要望などにも反映できるということもあって、で

できれば津波の 10mメッシュのものは早めに今のスケジュールで出していただければ、堤防なしでも大いに参考になりますので是非そうしていただければと思っております。

○よろしいですか。外力については約束どおり 6 月末には、10mメッシュの浸水域を含めて出していただきたい。それからの被害については少しここで議論して、どういう量になるのかも分からないのに基本的方針だけ決めておくというのは問題があるのではないか。ですから、ある程度値が出てくるのを見て被害についてはどうするかということをお相談させていただいたらいかがでしょうか。

どうぞ。

○死者数といった場合は、想定数は一つだけになるのですか。それとも何か大まかな前提の中でいくつかのそういった想定に分かれるのか、その辺のやり方もあるし、いずれにしても 6 月末というのは予算を睨んだ形でやっていきますし、その対策についてもかなり連動していますから、それはどんな感じになりますか。

○いずれにしても、これは対策のために被害想定が必要だということですから、対策は大まかに言えば予防対策から応急対策から、予防対策でもいろいろありますし、応急対策だっているいろいろあるわけですから、もう一回どういう対策のためにどういう被害想定が全体のスケジュールの中で必要なのか整理させていただいた上で、作業的には今回はとりあえず作業を進めさせていただいて、もう一回作業結果が出たときにその結果の精度をにらみながら、どういう対策のためにいつまでにどういう被害想定が必要かというのをこちらから示させていただいて御議論いただければと思います。

資料説明

○河田主査 　とりあえずやっていただければいいと思うのです。ただ、出すかどうかというのはワンクッションおかないと、と思っております。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

最後に、当面実施すべき対策について御議論いただきたいと思っております。事務局からの説明をお願いいたします。

○藤山（事務局） 　非公開資料 2 をお願いします。

南海トラフ巨大地震対策として当面実施すべき対策について骨子案ということで、これも 6 月中をめどに当ワーキンググループでまとめていただきたいという骨子を御提示させていただいております。

I 報告書の意義ですけれども、東海地震と東南海・南海地震それぞれの対策につきましては、これまで東海地震対策大綱あるいは東南海・南海地震対策大綱を策定して個別に対策を進めてまいっております。

三つ目のパラグラフの最後の段ですけれども、東北地方太平洋沖地震を受けまして、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定する必要がある。特に津波につい

ては発生頻度が極めて低いものの、発生すれば人材な被害をもたらす津波を想定した結果、津波高 10m以上の巨大な津波が広い範囲で襲来することが想定されておるということで、新たな対策というものを考えていかなければならない。

2 ページ目の上から 5 行目のポツですけれども、3 月に発表しました南海トラフ巨大地震の新たな想定に対しまして、不安を募らせている地域の方の声も受けまして、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要だという認識を持っておりまして、当面実施すべき対策をとりまとめることとした。それに加えまして、最終報告に向けて今後重点的に検討すべき課題についても後段の部分で整理させていただいております。

2 ページ目の中段以降、Ⅱ 当面実施すべき対策として、1. 津波に強い地域構造の構築ということで、(1) 海岸堤防等の整備、(2) 高台移転方策のあり方の検討、(3) 災害時重要施設等の配置見直し、耐浪化。

3 ページ目にいきまして、(4) 津波対策基盤強化に関する仕組みの検討。

2. 安全で確実な避難行動・空間の確保、(1) 避難計画づくり、(2) 円滑な避難行動、(3) 安全な避難空間、(4) ハザードマップ等の整理促進。

4 ページ目にいきまして、3. 地域の特性に応じた総合的な津波対策の推進。

4. 津波対策推進のための条件・環境整備、(1) 調査・研究の推進、観測体制の強化、(2) 情報伝達手段の多重化・多様化、(3) 防災意識・訓練の強化・向上。

5. 広範囲な強い地震動への対応。ここから先は地震動への対応になりますけれども、(1) 耐震診断・耐震改修等の推進、(2) 重要インフラの整備・耐震化等の推進、(6) 長周期地震動対策の推進。

6. 被害想定を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の検討。

Ⅲ 対策推進のための仕組み・体制の整備でございますが、1. 組織・体制。これは協議会の話をご説明させていただきました。2. 計画づくり。これは大綱あるいは地震防災戦略等の新たな策定が必要になってくるかと思っております。3. 支援措置。これは各対策につきまして支援措置というものを来年度予算に向けて考えていかなければならないと思っております。4. 法的枠組み。これは様々な意見、要望が非常に強いということでここに掲げさせております。

大きな四つ目といたしまして、またこのとりまとめ以降の後半部分の引き続き検討すべき事項ということで、1. 応急活動体制。これは●●委員からは是非これも急いでやってほしいという御意見がございましたけれども、後半の部分でまた議論を深めていきたいと思っております。

あと 7 ページ目にいきまして、2. 防災拠点の整備、3. 企業防災力の向上、4. 復旧・復興体制等を大きな項目として挙げさせていただいております。

これが骨子でございますので、今日はまたこの骨子につきまして大ぐくりの御意見をいただきまして、その後事務局の方でそれぞれまた書き込んだ上で各委員にお送りして、ま

た次回に向けて御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

審 議

○ありがとうございます。事務局の方に後ほどでも御意見いただきたいということでございますので、今日は残りの時間でこの議論をさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

どうぞ。

○2点申し上げさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、4ページ目の(3)防災意識・訓練の強化・向上。これが条件、環境整備という項目の中に入っているのですが、私自身は最終的にはいざというときに一人ひとりの住民が適切、的確に避難するかどうかということ、あるいは今日御説明いただいたような防災集団移転とか、津波防災地域づくりに関する法律で書かれているようなことがまちづくりの中で実現していくためには、住民の意識にかかっていると思うのです。施設はお金をかければつくれます、時間をかければつくれますが、その中で人がそれを選択するかどうかというのは一番重要なことで、何が言いたいかというと、4の(3)ではなく、これが実現する大前提は市民が今回のことを忘れずに、10年後、30年後、50年後も今見た、あるいは今起きていることを我がこととして感じ続けられるような対策が非常に重要だと思っております、これを私的には一番トップに挙げていただいて、これなくしてはそれ以降のものは実現はできないぐらいに位置付けていただけると、勝手な意見ですが、すごくありがたいなと思えます。

2点目は、5ページ目のところに対策推進のための仕組み・体制の整備とあるのですが、これは最近いろんなところで申し上げているのですけれども、やはり予防対策も含めてこれだけの対策をやっていくということは基礎自治体の防災担当セクションというのがもっと力を持たなければいけない。事業を進めていくのは例えば建築とか土木の課になるのですけれども、それまでの住民とそういった事業セクションのつなぎとか、やはりこれだけの津波対策を進めていくというのは全庁挙げて取り組まなければいけないことだと思います。

そうなってくると、残念ながら市町村レベルでは今防災の専門職というのはいないのです。都道府県レベルで若干長い間防災をやってくださっていてかなり専門的な知識を持ってらっしゃる方もいるのですけれども、市町村レベルでやはりきちんと全庁的に目を配って防災を進めて平常時も発災時もオペレーションができるような人を育てる。もし市町村レベルで防災専門職を採用することが難しければ、例えば都道府県レベルで採用していただいて、それを市町村に配置していくとか、今、残念ながら、防災担当のセクションに行くと皆さん喜ばないのです。早く替わりたい。なかなか条件が厳しくて。そうではなくて、

やはり防災をやりたいのだという意識を持って自治体に奉職してくださる方が増えてくれば、嫌なセクションではなくてやりがいのあるセクションということでほかの部局ももっともっと積極的に防災課の仕事だろうと押し付けるのではなくやってくれるのではないかと思いますので、こういう大きなことを進めるために防災専門職を自治体レベルでも採用して育てていくということを是非書いていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○ありがとうございます。

どうぞ。

○自治体でございますので。やはりトップのリーダーシップです。今日は防災担当が来ておりますけれども、焼津市の町としてこれが一番大事な事業ということで彼らは本当に一生懸命やっただいてるし、私はすばらしいと思っていますし、やはりリーダーシップ。行政だけではできませんことは地域へ行って、行政がこれはできませんということをちゃんと住民に言うております。自助、共助、やはり皆さんで命を助かることを考えてほしいと、これはあと行政でできることはとことんやりますけれども、自治体、我々がしっかりと住民を守るという意識を強く持っていけば職員も今日こちらをいろいろ聞きまして、また職員を増員しようと思っておりますけれども、自分がそこに行ってやりがいがあるという課、セクションにしたいと思っております。また是非、近いですから焼津に見に来てください。気持ちは分かりますからありがたいと思います。

○一つあるのですけれども、当面実施すべき対策ですからコンプリートでなくていいと思うのですけれども、前段のところを書いていただきたいのは、ワーキンググループというのは首都直下とこれが動いているのですね。これは実はこれまでの災害の延長上の対応ではだめだぞという心配があるからなのです。例えばこの前の3月31日の発表ですと、震度6弱以上の住民数は4,700万人です。ということは、おにぎり1個でも4,700万個要ということなのです。これは●●委員も御存じのように、食べ物がなくなるのではないかとこの危惧というのはこの災害では出てくる。だから、これまで経験したことの延長上で対処できるものだけではないというものを書いておかないと、連携して力を合わせて切り抜きましょうということでは不十分だろうと。

ですから、物資となったら、ガソリンがない、軽油がないというところら辺で集約されているのですけれども、もともとは食べ物も水もなくなるぞという危惧というのは特に高知県などは道路が海に沿って1本しかないのに、「くしの歯作戦」なんて、くしの根がないところですから、待てど暮らせど食べ物が届かない、水が届かないというようなことは起こり得ると。現に東日本大震災の対応よりも台風12号による和歌山、三重、奈良県の大台ヶ原の対応の方が難しかったということも現場から声が出ていますので、なぜこの災害を特別取り上げているかという理由を前段に書いていただいて、すべて今分かっているのではないのだと、しかし、こういうことをやらなければいけないというような書き方でこの骨子を書いていただきたいと思うのです。

どうぞ。

○●●委員おっしゃるとおり分かりました。

多少この案を我々がつくっている思いだけ一言だけ申し上げさせていただきますと、3月31日に我々が公表して、恐らく●●委員始めいろんなところから聞こえてくるのは、やはり地域の方がいろんな意味で不安に思っているらっしゃると。したがって、そういう中で今回6月末に出す当面の対策によって少しでも地域の方々の不安感を払拭できるようなメッセージになればという思いで、多少先ほどいろいろ御指摘がありましたけれども、項目立てとか項目の順番とかそういう感じで少なくともこの当面の対策は骨子をつくっているつもりです。

あと、大前提としては●●委員のおっしゃっているような今のような延長線上で対策を考えたらだめだよというのはそのとおりだと思いますので、これもきちっと反映する必要があると思います。

○どうぞ。

○私もこれは今ざっと見させていただいて思いますのは、事務局に言っていたように、いいメッセージになると思っていて、非常に包括的に書いていただいているし、ここでいろいろ議論させていただいたことなども入れていただいていますしありがたいなと思っています。

県民の皆さんにも国の方でこういうことが動き出したということ、特にまず命を守るという対策についてしっかり書き込まれていて、非常に力強いメッセージになるのではないかと期待いたしているところでございます。まずそれが第一。

その上で実は非常に兵糧がなくなるのではないかとということを心配しておりまして、それが一番に今心配をしているところで、先ほど●●委員に言っていただきましたように、これは全庁挙げての取組ということにそれこそなっていて、地域福祉部門、健康政策部門、全部南海地震対策でどういうプランを取っていくかということは徹底して今議論していますし、もっと言うと会計管理局でさえ、地震が起きたらどうするかというプランをつくって対応しています。システムの復興がないと復旧・復興時に差し障るものですから、いかに壊れないシステムをつくってというところまで計算する。それぐらいやっているし、あと市町村に対して技術支援するために土木部の職員のOBさんとか危機管理部の職員のOBさんにも部隊をつくってもらって、防災備えちよき隊というのですけれども、それで地域に派遣して全部後押しするような仕組みを設けたりしています。

とにかくありとあらゆることをやらないといけないというのが今の状況でありまして、という中で全国防災対策費、あともう一つは緊急防災減災事業債の仕組み、これはすばらしいと思っています。本当にありがたい仕組みを去年からつくっていただいたと思っています。非常に使い勝手もいいですし、もっと言うと、緊急防災減災事業債、7割は交付税措置してもらいますが、裏の3割の部分を県の一般財源で避難施設については全部負担することにしていて、市町村負担ゼロに今しているのです。それぐらいにして市町村でど

らんどん避難施設をつくってくれという取組を進めたりしている。

非常にいい仕組みなので、逆に県も頑張ってもう一段上乘せして取組が加速するようにしようとしているところなのですが、非常に心配なのは、全国防災対策費、緊急防災減災事業債の枠が間もなくなってしまうのではないかとこのところでありまして、これからいろんな仕事をしている中で、この間も言いましたけれども、是非今度の概算要求及び今年の秋の予算折衝において頑張っていたきたいなと思っておるところでして、5ページの3の支援措置というところで、6ページになりますが当面実施すべき対策を始めとして、地方公共団体等の取組に対する支援措置の維持充実を図りつつ、所用の予算額が確保されるよう取り扱われる必要となっております。これは骨子案でありますからこうでございますけれども、今後は是非全国防災対策費をしっかりと確保する、あと緊急防災減災事業債の仕組みをしっかりと維持するという具体のところを力強いメッセージとして書き込んでいただければありがたいなと思っております。

○ありがとうございます。

どうぞ。

○予算のときは頑張るといふ話になるのですけれども、●●委員も御懸念されていた、例えば東京直下は私も出ているのですけれども、東京都で食料、水というのは2日分しかないという話がございます、3日分からどうするかというのは途方に暮れているというのがございまして、そういったとき、全国からばつと来るときに何日かかかるし、その間どうするのですかというのも本当に悲惨な状況があるわけです。

そういった場合、そのための予算というのなかなか無限にあるわけではありませんから、例えば自助ということで、これは私限りの話なのですが、個人的に思うのは、そこで法律的に義務化するか、備蓄をしておくという形であれば皆さんも多分助かるのかなと思ってしまうたりするのですけれども、その辺というのはどういう感じですか。

○道がずたずたになって多くの地域が孤立するということが我々も大前提になって今防災対策を進めていますけれども、そういうすぐ孤立するだろうというようなことを考えたときに、やはり非常に重要なポイントとなるのが6～7ページに書いていただいている応急活動体制、防災拠点の整備とか、そこら辺りの話になるのだろうと思います。3.11のときにも、この間も申し上げましたけれども、私も防災作戦室にずっとこもっていましたが、2日後ぐらいから、避難所におられる方々の餓死とか凍死とかすごく心配されていたことを非常に覚えています。それをすごく心配していたら例の原発の問題が大変になって、むしろそちらにみんなの関心移っていったような感じがあったように思うのですけれども、実際には多くの方が必死になって食料を運んでおられたのだろうと思うのです。

前方展開型の防災拠点というのでも設けておく必要があるだろうということで、今、どうやってつくるかの制度設計をしているのですが、併せてそこに自衛隊に来てもらって、自衛隊の皆さん、最後は人力で食料とかそういうものを各集落に運んでもらうしかない。そういうような体制が必要になってくるだろう。それとどれだけの部隊がどれだけそれぞれ

来てもらうのが必要か、どこから来るかなどというような、装備はどうかとか、そういうことについての検討を是非早めに深めていただきたいと思います。要するにこれも1日発災時及びその日の命を守る対策がいろんな形でどんどん検討していただいています。4以降というのは多分2日目から3日目にかけて人の命を守るにはどうすべきかという対策に関わってくることなのだろうと思うのです。

できればそこは早く検討を進めていただきたいということを前回申し上げましたが、他方で実際6月末までということになれば、それは確かなかなか後ろになればなるほど考えないといけない事項は幾何級数的に増えてくるのだろうと思いますから、そういう意味では6月末までというのはなかなか無理な話だろうと思うのですが、とは言いながらできるだけ早く応急のステージ、特に命に関わってくるところが多いと思いますので進めていただければと思っておるところです。我々もそこは今苦慮しておるところで、非常に難しいところかと思えますけれども、ただ、我々も急いで検討したいと思えます。

○御存じのように阪神大震災の後、3日経てば全国から救援物資が届くというコンセンサスみたいなものがあって、ですから、義務化するよりもまず意識の高い方から、家族からそういう備蓄の量を増やしていただくというようなことがあってもいいのではないかと。みんながほとんどないというよりも、よくわかっている方たちは1週間分は持っているとか、1か月持っているとかということでもいいのではないかと。とりあえず早くスタートしないと、いつ起こってくれるか分かりませんので、それが一番心配なので、運動会の競争ではありませんのでできるところから立ち上がっていただく必要があると、意識のとても心配されている御家族がいっぱいいると思うので、そのときにはちょっと備蓄を増やしてねというようなメッセージでも結構役に立つのではないかと。その点も含めて骨子、国民に読んでいただけるように、役所言葉でないような骨子にしてください。役所をつくって一遍一般の人に見てもらってください。

○応急活動については6ページの引き続き検討すべき主な事項のところできらっとしか書いていないので、もうちょっと今後の6月末で具体的なことを書くのは無理ですが、今後の検討の方向だとか問題意識とかを詳しく書くようにします。

○どうぞ。

○今の流れの中でも、先ほどの●●委員のおっしゃった、やはり防災意識の向上とか、それは高い意識を持っている人から共有していくという意味合いはすごく重要だと思っていて、これは私も番号をちょっと大きくして出すとか、そのぐらいの位置づけが必要かなと思っています。

その上でハザードマップですとか備蓄とか備えの意識ですとか、訓練ですとか、併せてその上に情報伝達手段があるのですが、これは本当に今のインフラ面での情報伝達なので、個人個人が避難時に家族と連絡を取り合ったりですとか、そういうことで情報が錯綜するということも前回のときもわかっていますので、ここの中に避難時に住民が個々に取り合う情報の伝達についてどうするかということを入れておくべきかなと思っています。

あとマスコミの情報伝達においては、例えば当該のところは見られなかったりということもありますので、テレビで報道されたものを、放送法とかいろいろあると思いますけれども、ネットで配信するですとか、新聞は今電子新聞が出てきますのでよい点もあるかと思いますが、メディアの今回の報道の流れ方というのも含めて精査しておく必要があるかと思っております。

いろんなところが報道されましたけれども、どういう行動をすればいいかということがもっと住民に役立つ情報が流れるように十分事前からマスコミ側にもこういう知見を提供いただくとか、そういうことでコンテンツを先に提供していくとか、そういうこともあってもいいのかなと思っております。

そういうふうになると、想定シーンで今、朝、昼、夜とかの最悪のシーンとかいろいろあるのですけれども、これはあくまでも移動がどうかとかそういう視点で今は描かれていますので、住民にとっては寝ているとき来たらどうなのかとか、お昼、家族と離ればなれになっているときにあなたはどうするのかとか、そういうことが考えられるようなシナリオになっていくというのがここで意味するところだと思っておりますので、そのように思います。

○ありがとうございました。

どうぞ。

○首都直下も東海・東南海・南海も含めて、何となく若者にとってはがっくりくるような話ばかりが続くような気がするのです。もう一つの視点は、若者たちにちゃんとメッセージを残しておかないといけないかなという気がしていて、以前に専門調査会の最後の報告書には、この国の将来のグランドデザインも考えていくのだという、そういうきっかけにするものなのだと書いてあったので、若者たちに将来への期待を感じてもらえるように、国としての将来のグランドデザインをこれで描いていきますよというような強いメッセージが後ろの方にあるといいかなと思います。町ごとには事前復興と言っていますが、国全体の事前復興というのは国のグランドデザインになるので、是非内閣府のメッセージですから、そういったようなものがこそっと最後に書いてあると子どもたちはもうちょっと頑張るって日本でやっていくといいかなと思ってくれるのではないかと思います。

以上です。

○ありがとうございます。内閣府、そういうのは得意でしょう。

○大切な御指摘だと。南海トラフというよりも、今、●●委員は御参加いただいておりますけれども、「防災対策推進検討会議」で7月頃最終報告に向けて今審議が進められておりますので、是非そういった場でも●●委員、よろしくお願いします。

○確かにおっしゃるようにだんだん滅入ってくるようなことばかりなので、みんな頑張ろうというメッセージがとても大事で、国づくりをきちっと長期的にやっていかなければいけないということがとても大事だということか。

ありがとうございます。抜けていたところが指摘されました。

どうぞ。

○それは政治の大きな目標にもなるわけなのですけれども、●●委員のおっしゃりたいことは、一回崩壊する、あるいは破壊されるわけで、それを契機につくり変えようという。

○それだけではなく、何となく今言いにくいのですけれども、以前にあった首都だけに集まり過ぎていたらだめだよという話もありましたね。各都府県の中でも県庁所在地だけに人が集まり過ぎていて、そこが相当に痛手を受ければ苦しくなるので、どういう分散構造にしていくべきかとか、土地利用をどうすべきかとか、国土全体でどう自立分散型の社会を目指していくかとか、後ではなくて事前にも多少はそういうメッセージは入れておいた方がよいのではないかなと思っています。

○本来は国交省がちゃんとやらねばいけない。国交省が国土審議会でちゃんとやらなければいけないものをちゃんとやっていないからそういうことになるので、津波防災まちづくりも大事なのですが、その根っこのところをみんなで協力して、省庁挙げてやっていただかないと、本当にそういういろんな災害が起こると矛盾点がどんどん大きくなって出てくるという構図が見えていますので、どこかでそれを転換しなければいけないというメッセージを是非発したいと思います。ありがとうございます。

閉 会

○河田主査 まだまだこの骨子について御意見いただきたいと思いますので、今日御欠席の委員もいらっしゃいますので、事務局の方にそれを届けていただいて、より充実したものにしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これにて本日の議事は終了いたします。今後のスケジュールですが、次回のワーキンググループ会合で、当面実施すべき対策をとりまとめたいと考えておりますので、そういった先ほど申し上げましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

事務局から何か連絡はありますでしょうか。

○藤山（事務局） 次回の開催予定でございますが、6月27日水曜日10時から本日よりこの会議室で開催を予定しております。よろしく願いします。

また、今ほど主査からお話がありましたように、事務局の方からまたこの骨子から書き加えたものを事前に委員の皆様へ御送付したいと考えておりますので、また御意見をいただければと思います。

河田主査にはこの後、記者ブリーフィングをお願いしております。よろしく願いいたします。また、委員の皆様で資料の郵送を御希望の方は置いておいていただければと思います。

では、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。